

平成24年度笠間市行政評価外部評価委員会 会議録

1. 日 時 平成24年7月30日（月）
2. 場 所 笠間市役所本所3階 全員協議会室
3. 出席者 委 員 井上 操
岡野 博之
赤津 長弘
大関 賢一
中澤 まさ
横須賀 徹
所管課 仲田都市建設部長（管理課）児玉課長，田代課長補佐，小松崎主
査，園部主幹
事務局 深澤市長公室長，（行政経営課）野口課長，高松主査，石塚主事
4. 傍聴者 3名
5. ヒアリング事務事業 公園施設管理事業
6. ヒアリング内容

【事業説明】 管理課

【質疑議論】

○委員

公園施設管理事業について，ご意見ご質問お願いいたします。

○委員

シルバー人材センターに清掃，ごみ拾い，トイレ清掃，除草を委託していますが，契約方式は随意契約で決定しているのでしょうか。

○管理課

シルバー人材センターへの委託でございますが，シルバー人材センターの方から見積書をいただいておりますが，一者随意契約という形にはなりません。

○委員

私が思うには，シルバー人材センターは一見安いように思いますが，実は高いのではないかという印象を個人的に持っています。

私の実家が友部にありシルバー人材センターに頼もうと思っいろいろ調べたときがあ

りました。例えば、それほど難しいことはやっていませんよね。ごみ拾い、トイレ清掃、除草とか誰でもできるものです。シルバー人材センターに頼むと1日8,000円くらいかかって、草刈り機を持っていくとプラス1,000円とか管理費がいくらということで、結局1人10,000円くらいかかっているのではないかと思います。1人当たり費用は、1日いくらかかっているのですか。

○管理課

一日一人当たりの積算をしているのですが、●●●円出しています。

○委員

何を言いたいかと言いますと、シルバー人材センターに委託したら、これはどう考えても高いはずです。そうであれば、私の勝手な意見ですが、年に何回か行っている除草とかを、1日5,000円お出ししますと地域の人にお願ひして、やっていただいた方にお金を払うというように考えられるのですが、それについてどうお考えですか。

○管理課

地域の方にお願ひしたらという話ですが、それにつきましてはグリーンパートナー制度がございまして、これについては500平米以下の公園ですと、年間30,000円を報償金としてお支払いしている制度があります。今現在、3公園ほど取り組んでいただいているのですが、今年度また新しく一つの公園に取り組んでいただけるということで実施しております。

しかし普及といいますか、取り組んでいただけたところが、少ないので、こちらからの広報の仕方、お知らせの仕方が悪いというところがあるかと思うので、その点をもっと強く推し進めていきたいと考えております。

○委員

30,000円ということは、シルバー人材センターであれば、1日3人でも相当になるわけです。それを年間で30,000円しか払わなかったら手を挙げるところはなくて当たり前ではないかと思うのですが、いかがですか。

○管理課

グリーンパートナー制度を導入していただけて、そういった部分の経費削減ができれば、本当に良いことだと思うのですが、制度そのものの目的につきましては、この制度の普及によりまして、市民協働が主な目的になっていますので。

○委員

よろしいですか。グリーンパートナー制度に行く前に、委員の意見はシルバー人材センターに委託する財政負担というのを地域に振り向けてできないのかどうかというのが、質問の趣旨だと思います。それがすぐに、グリーンパートナーに話が行ってしまうと、財政負担の問題が少し分からなくなってしまうので、そういうのができるかどうかというのを説明していただけますか。

○管理課

地域のある程度余裕がある方をお願いして、1日5,000円とか、7,000円をお願いできないかということですか。

○委員

そういうことです。

○管理課

それについては、契約等の関係がございますので、市で行うのは難しいのかと。

○委員

シルバー人材センターの方をお願いして、そちらから上がってきた見積もりに基づいて、粛々と進めていくという形以外はあり得ないということですね。

○管理課

シルバー人材センターでは値段が高いのではないかとありますが、これは実施する前に業者の方と比較してお願いしています。

○委員

いいですか。どうしても行政区と市は契約できない。それは何故。何が問題ですか。壁になるものは何ですか。いわゆる代表権がない。いわゆる契約能力がないということですか。

○管理課

そうですね。きちんとした業務の届けでもないし、一般的に建設会社は指名願も出しておりまして、個人とでは。

○委員

そうではなく、いわゆる区です。例えば、長兎路区という行政区です。その代表者は区長ですが、そういう方と公園の管理について、年間契約を結びましょうというのはできな

いのでしょうか。

○管理課

区長を代表とする地区の団体，要するに任意団体になるわけですが，そちらの方との契約については難しいという感じがします。

○委員

最近では、いわゆる法人にしても、たくさんの法人があつて、契約相手先と認めています。何故そのような仕組みをもっと広くやれないのかという疑問を持っていたのですが、実際に定款を持って、活動している団体以外でも、特殊な業務については、契約を結んでいる例はあるのではないのでしょうか。何故、行政区と区域内にある施設の管理について年間契約が結べないのか。

○管理課

事業者の方と一般の方で競争原理を働かせるというのは余り。

○委員

グリーンパートナーの財政負担なしで行うというような制度に見えるものですから。財政負担が無いという単においしいところは行政だけであつて、そうではなく市民協働で行うなら、きちんとした組織に対して、ある程度の財政負担は市の方で持ちますから責任を持ってできませんかという仕組みはつukれないのかどうか。

○管理課

その仕組みは可能だと思います。

ただ、私どもが進めているグリーンパートナー制度というものは、先ほどの質問から離れてしまいましたが、これまでシルバー人材センターに委託していた経費の節減を図ることと、それから地域の皆様に参画していただいて、公園の安全管理を協働で行っていきましょうという趣旨でグリーンパートナー制度を立ち上げているものですから、グリーンパートナーでいくらならできるといような制度ではないのです。

あくまでも、シルバー人材センターに委託した場合には、この程度かかるけど、経費の節減ということで、資料に二分の一相当の費用を報償金としてお支払いする代わりに、公園の管理を一緒にやってみようということですけど。

○委員

分かりますがそうではなく、財政負担の軽減を目指すならば、通常の造園、土木の会社に頼むよりは、NPO法人に近いシルバー人材センターの方がある程度、節減になるだろう

と。その次に、いきなり年間30,000円でグリーンパートナー制度ということが、そこに距離があり過ぎるように感じる。

その間に、都市公園区域を使っている人たちは、その地区の住民ですし、行政区の中に、暮らしている方ですから、整備のほかに公園の利用をきちんとお話したうえで、そういう仕組みができないのかと。

一気にグリーンパートナーに、皆さんボランティアでお願いしますというのではなく、その中間のものがありそうな気がするのですけどいかがですか。

○管理課

指定管理者制度を緩くした制度のように思うのですが、それは可能だと思います。ただ手を挙げる団体の方が、そこまで組織化されているのか、それがいろいろな面で担保として取れるのかどうか、そのような問題はありますかと思います。指定管理者制度を更にゆるくするという運用制度は可能だと思います。

○委員

住吉本宿区には、団地の脇に池があります。そこに2,3反歩の土地がありますが、区で、毎年草刈りを春秋2回行っています。刈り払い機を使いますが、報酬は区の方からお茶一杯だけです。公園とは言えないようなところですが、そういうことをやっている区は沢山あると思います。

市の方で想定する仕事を区の方に委託するというのは十分考えられることなのではないかと。そういう仕組みを考えた方が、ボランティアでお願いするよりも、総合的に考えたときに十分成り立ち得るような気がします。考えられないでしょうか。

○管理課

結論からいうと考えることは可能だと思います。

ただ、これまではそういう考えを持たないで、市がこれまで掛けてきた経費を節減するために、また地域の方たちに公園に目を向けてもらうためにつくった制度が今のグリーンパートナー制度ということでありましたので、委員の方で言われたような地域の人たち自ら、公園管理と運営まで含めてやりたいという団体が出てくれば、どんどんそういうものを普及して、経費の問題は別に出てくると思いますが、普及すべきではないかと思います。

○委員

今まで出した公園の管理費用を、振り分けるという仕組みをつくってはどうかというのが、私と委員の趣旨という感じがするのです。

○委員

何かというと高齢化でコミュニティー関係も難しいと話に出てくるのですが、それは今まではそうであったかもしれませんが、これからは違うと思います。

何故かといったら、団塊の世代の人たちは65歳になる。60歳で定年した人は余生を送ってらっしゃる。会社に延長して65歳までいた方も、今年からどんどん引退されて増えてくるわけです。

高齢化が進んでコミュニティーが回らないというのは、今までの言い訳であって、今年あたりから、そういう方々がリタイヤして、何もやっていないとすれば、その人たちにやってもらおう。

面白いのは、団塊の世代の方々の特徴というのがあります。1番目は、けちだといわれている。たぶん貧しい時代に生まれたからだだと思います。2番目はリスクが嫌い。3番目は自然が好きということ。それから4番目にムードによわい。5番目がよくあるようにかみさんに弱いこと。

ここで注目しないといけないのは、1番目のけちです。団塊の世代の方々には高度成長期を支えてきて退職金も多くてお金はあります。でもけちなのです。ということは、お金を稼ぎたいのです。そして自然が好き。ムードに弱い。先ほどのように、シルバー人材センターに頼む。または、グリーンパートナーにする。その中間で、先ほど私が言ったように1日5,000円払うと。それがおもしろくなってきて、金をもらわなくても、我々はいよいよというムードができれば、グリーンパートナーに自動的に移っていく可能性もあるのではないかと。そのような考えです。

○委員

グリーンパートナーは報償費ですか。報償費でできるのだったら、個人相手でもできるよね。だけど、それぞれに大きさとか仕事量が違いますよね。それは、区長が広報配るのも、100部配るところと10部配るところはきっと金額も違うでしょう。そういうことで考えれば、何かもっとやりようはあるのかなと思う。

それともう一つは、この制度そのものを頼んだ相手にきちんとした管理のマニュアルとか、そういうものは何か作ってあるのですか。

○管理課

管理のマニュアルということよりも計画書です。計画書を団体の方から、行政の方に提出していただいて、それで時期的なものをやってもらうことになっています。また要綱の中に、このようなことをやりますというようなことが記載されておりますので、それらにより計画書があがってまいります。

○委員

逆ではないかと思う。役所はこういうことと、こういうことと、こういうことをやって

ほしいということで、このようにやりますというマニュアルをつくって、その公園には遊具がある。くぼ地がある。地形がどうだということでマニュアルの中身はそれぞれ違ってくる。

だけど、トータルのマニュアルをつくって、これと、これと、これは区でやっていただく。そのときに、年に2回できる。3回できるという話の整理をしていくのが筋でしょう。そうであれば、もっと増やせるのではないか。頼む方が報償費ではないでしょう。相手側がやりますという計画書を出してきたならば、それに係る経費を全部払わなくては行けない。その順番が逆ではないかと思う。

それともう一つは、頼んでいるところに遊具はありますか。

○管理課

はい。

○委員

遊具の点検業者は、どういうところですか。専門業者はどのような業者ですか。専門の業者ってないと思うが。

○管理課

遊具メーカーです。

○委員

遊具メーカーに頼むのも手かもしれないけど、年に1回ぐらい見るのも、メーカーの義務かもしれないけど、これは事故が起きると下手をする全国ベースのニュースになる。

典型的なのは、6、7年前だと思うが、遊具で子供の指が取れてしまったとき、全国で物凄いニュースでした。遊具は、学校、幼稚園にも当然ある。いろいろなところにある。管理マニュアルを持っていないのは駄目。

自分のところで起きなくても対応するマニュアルをつくったり、システムをつくらないといつか自分のところで起きてしまう。遊具業者に委託して、年に1回点検させていますでは許してもらえない。行政が設置したものだから、若しくは設置されたものを移管しているのだから。きちんとマニュアルをつくって委託している。委託ではなくてグリーンパートナーのところにも、点検マニュアルをきちんと渡して点検する。それぐらいはきちんと配って、きちんと実施してもらおう。

笠間市内のすべての小中学校、幼稚園、そういうところでも全部行うし、公園も全部実施する。ニュースになってからでは遅いと思う。

マニュアルをつくって、クリーンパートナーも自分はどういう仕事をするということが分かれば、もっと申し込みが来るのではないか。

○管理課

市の方から示せということですが、その中で清掃は月に1回以上はしてください。除草は1年に2回以上は行ってください。あと低木がある場合、1年に1回以上は剪定を行ってください。花壇がある場合は、花壇の管理も行ってくださいと、最低の業務量は示させていただいております。

○委員

事故を起こした小学校は遊具を、6、7年前に事故が多発したとき撤去してしまった。笠間も撤去しましたか。回転遊具は、ほとんど無い。

○委員

この事業でいわれているのは、グリーンパートナーの管理する公園がなかなか進まないというのが一つあるのですが、このグリーンパートナー制度が進まないと認識されているわけですね。先ほど指摘した余りにも低い報酬、あるいは委員が言った管理マニュアルが提示されていないなど、グリーンパートナー制度を普及させる気があるならば、それに乗ってくるような制度の仕組みを変えろということを考えなくてはいけないのではないかと思います。

ただ単に説明会を開きましょうという掛け声だけではなく、行政区を巻き込んで、具体的にそういう提案をしていくということをこれからやっていかないと、本当の市民協働のまちづくりというのはできないのではないだろうかと思いました。

他にありますか。

○委員

うちの区には、公園等がなく、実感としては感じられないのですが、以前、刈り払い機の油代、お茶代も出ない等、区長さんがぼやいていたのを聞いていました。今はグリーンパートナー制度扱いになって、無償で行うということはなくなったのですね。

○管理課

このグリーンパートナー制度が適用になるのは指定された都市公園16カ所だけです。先ほど、委員がおっしゃいました近くの空き地には適用にされません。例えば、市内のため池等もかなり多いですね。それを不思議がらずに、昔から地元の方が管理しているというのが殆どです。

この都市公園については、グリーンパートナーということで一般的にある宅地造成したときに造った公園がありますが、それについても適用になりません。

○委員

都市公園16カ所と管理地14カ所の位置図をいただきましたが、地域ごとにばらつきがありますけど、都市公園の16カ所というのは、これ以上増えないのですか。このまま、継続するということですか。

○委員

整備計画があるかどうか。

○管理課

今のところは都市公園の整備計画ということではないのですが、例えば、先ほどいった、宅地造成に伴ってできたような公園、それを都市公園にするということであれば、都市公園が増えていきます。

○委員

分かりました。今のところは現状維持のようですね。

○管理課

はい。造られた経緯がありますので簡単にはいかないところもあると思います。

○委員

16箇所のうち、グリーンパートナーを締結している3カ所はどこですか。

○管理課

友部地区に2カ所ございます。鯉淵公園と友部駅前児童公園です。あと笠間地区の方で稲田ふれあい公園です。

○委員

笠間地区に都市公園が多いですね。笠間地区は何で普及しないのか。何が原因か把握していますか。

○管理課

PR不足ということではないかと思うのですが。

○委員

どこに働きかけているのか。

○管理課

もちろん区長の方に働きかけています。

○委員

個別に働きかけているのか。

○管理課

はい。そのような経緯がございます。しかし締結まで行っていないという状況です。

○委員

はい。わかりました。

○委員

時間となりました。評価の方をお願いいたします。

【評価】

○委員長

改善し、継続です。

公園施設管理事業については、当然のことで継続していただかないといけないわけですが、いろいろな意見が出ました。グリーンパートナー制度は廃止してはどうかという意見もありました。

これを改善するのか、改善して何とかなるのかですが、いわゆる公共空間の維持管理という全体的な視点から再構築すべきではないのかという意見です。

グリーンパートナー制度というのは、あくまで都市建設部の都市公園管理のための一つの手法として、編み出されたものですが、公共空間の維持管理については、もう既に過去ずっと行っているわけです。なぜそれをもう少し活用しないのかという意見です。

評価としては、改善し、継続ですが、そういう方向で再構築するためにグリーンパートナー制度を1回リセットしてはいかがでしょうかと意見として入れますが、いかがですか。各委員よろしいですか。

都市公園や空き地広場等、そういうことではなく地域に何があるか。学校もある。そういう公共空間を全体の市民協働で管理していくのだという観点で、都市公園もその中の一つとしてお考えになった方が良いような気がします。

そういう市民協働の地域づくりをベースに、都市公園の管理の方も、再構築なさってはいかがかというのが意見です。